

新しい人権

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

社会の変化にともなって生まれた「新しい人権」とは何だろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 新しい人権

社会の変化

かんきょうけん
環境権

良好な環境のもとで生活する権利。

しるけんり
知る権利

国や自治体の情報を知ることができる権利。

プライバシーの権利

私生活をみだりに公開されない権利。

じこけつていけん
自己決定権

自分の生き方を自分で決める権利。

社会が変化し、憲法に直接書かれていない問題が生じたため、第13条の^{こうふくついきゅうけん}幸福追求権などを根拠に**新しい人権**が主張されるようになった。公害や開発への反省から**環境権**が唱えられ、大規模な開発の前に環境への影響を調べる**環境アセスメント**が法律で義務づけられた。また、主権者として判断するために国や自治体の情報を知る**知る権利**も重視され、行政機関の情報の開示を請求できる**情報公開法**がつけられた。

情報化が進み、個人の情報が広く集められるようになると、私生活をみだりに公開されない**プライバシーの権利**が重要になった。個人情報の扱いを定めた個人情報保護法もつくられている。また、医療の場面では、患者が十分な説明を受けたうえで治療に同意する**インフォームド・コンセント**が重んじられ、臓器提供の意思表示のように、自分の生き方を自分で決める**自己決定権**も主張されている。

新しい人権	取り組みの例
環境権	環境アセスメント
知る権利	情報公開法
プライバシーの権利	個人情報保護法

2 国際社会の人権

世界の人権

せかいじんけんせんげん
世界人権宣言

1948年に国連が採択した、人権保障の共通基準。

こくさいじんけんきやく
国際人権規約

宣言に法的な拘束力をもたせた条約。

こどものけんりじょうやく
子どもの権利条約

子どもの人権を保障する、1989年採択の条約。

人権の保障は、一つの国だけの問題ではない。二度の世界大戦で人権がふみにじられた反省から、1948年に国際連合の総会で**世界人権宣言**が採択された。すべての人が生まれながらに自由で平等であるとする、各国の共通の基準である。この宣言は法的な拘束力をもたないため、1966年に拘束力をもつ**国際人権規約**が採択され、1976年に発効した。

その後、特定の人々の人権を守る条約も結ばれた。1979年の**女性差別撤廃条約**は、あらゆる分野での女性への差別をなくすことを求めており、日本は1985年に男女雇用機会均等法を制定して批准した。1989年の**子どもの権利条約**(児童の権利条約とも)は、子どもが守られるだけでなく、意見を表明する権利をもつ存在であると位置づけた。日本は1994年に批准している。

問いへの答え

社会の変化にともない、環境権・知る権利・プライバシーの権利・自己決定権などの新しい人権が主張されるようになった。国際社会でも、世界人権宣言をもとに国際人権規約が結ばれ、女性差別撤廃条約や子どもの権利条約など、特定の人々の人権を守る条約がつけられた。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

